



# 国土交通省 北陸地方整備局

## 不動産鑑定士・不動産鑑定士補のみなさまへ ～申請窓口が変わります～

令和2年9月10日から、不動産鑑定士・不動産鑑定士補の登録等を受けようとする方は、以下の書類について、北陸地方整備局建政部計画・建設産業課に直接持参又は郵送により書類を提出して下さい。

最寄りの県窓口では受付できませんので、ご注意ください。

### 【直接、北陸地方整備局へ提出が必要となるもの】

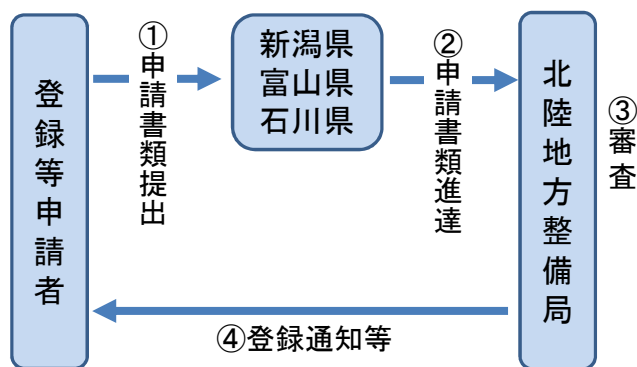
- ・登録申請書
- ・変更登録申請書
- ・死亡等の届出書
- ・登録の消除の申請等

※上記の申請書等には、その添付書類が含まれます。

※北陸地方整備局管内(新潟県・富山県・石川県のいずれか)にお住まいの不動産鑑定士・不動産鑑定士補の方が対象です。

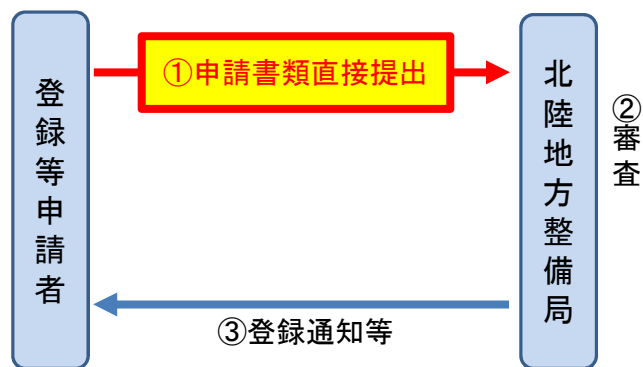
### 変更前

令和2年9月9日まで



### 変更後

令和2年9月10日から



■提出部数は、正本1部です。

■不動産鑑定業の登録等については、従前どおりで変更ありませんので、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県の担当窓口へ申請書類を提出して下さい。

### <提出先・問合せ先>

〒950-8801

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 2階

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 資力確保・鑑定評価指導係

TEL:025-370-6571(直通) FAX:025-280-8755(直通)